

平成31年度予算編成方針

国は、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を堅持し、少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現に向け、「人づくり革命」、「生産性革命」を実現・拡大し、成長と分配の経済の好循環を目指すこととしている。

また、経済再生と両立する新たな財政健全化目標の達成のため、団塊世代が75歳に到達する2022年度には社会保障関係費の急増が見込まれることから、2019～2021年度を社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能とするための基盤固めを行うとしている。

地方財政においては、地方税や地方交付税などの一般財源総額は、「平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としているが、8月に公表された「平成31年度地方財政収支の仮試算」では、地方交付税は出口ベースで対前年度比0.5パーセント減となっているところである。今後も、こうした国の基本的な経済財政運営の考え方を注視し、的確・適切に対応していくことが求められる。

このようなことから、平成31年度の歳入については、本町の約3割を占める地方交付税は、前年度からの増額は見込めない状況である。今後においても、社会保障費や庁舎耐震改修事業などの公共施設の維持管理費のほか、消費税率の改定に伴う物件費等の歳出増が見込まれることから、平成31年度の財政運営は一層厳しさが増すものと思われる。

一方、第5期総合計画後期基本計画との整合性や音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図りながら、基金に依存しない健全な財政運営を維持しつつ、行政事務の多様化、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、町民の要望を的確に反映した施策を選択し、最小の財源でより効果の高い施策展開を図っていく必要がある。

予算編成に当たっては、選択と集中のもと創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、すべての事務事業をゼロベースで見直すことを基本とし、経常的経費の徹底した節減と投資的経費の抑制・平準化に努め、特に、新規事業や拡充事業については、事業費や事務量の抑制を図るため、事業内容を徹底的に見極め、積算根拠を明確にし、既存事務事業の縮小・廃止を積極的に検討するとともに、新たな視点による歳入の確保などにより、必要な財源を自ら調達するという考え方で臨むこととする。

なお、年度途中における補正予算は、原則、制度改正に伴うもの、災害復旧等の緊急を要するもの以外は措置しない方針とするので、関係部署との連携を図るとともに、地方財政対策など国や北海道の動向を見極めるためにも、関係機関と連絡調整を密に行い、的確に情報を得るよう努められたい。

新規事業はもとより、既存事業においても事業の目的と成果を検証し、実施方法の見直しや自主財源の確保などに努め、将来に向けたまちづくりの視点に立ち、効率的で効果的な財政運営を意識しつつ持続可能なまちづくりを見据えた予算要求としていただきたい。

予 算 編 成 日 程 表

月	日	内 容
11月	14日(水)	予算編成会議
12月	17日(月)	各課予算要求書提出期限(期日厳守でお願いします。)
	下旬から	各課ヒアリング開始(企画財政部長、財政課)
1月	中旬から	全般調整、補助金等適正化委員会開催
	下旬	庁議予定<予算案内示予定>
	下旬	副町長復活
2月	上旬	町長査定
	上旬	庁議予定<予算案確定予定>
		<議会各常任委員会>
	下旬	記者発表